

（仮称）第3期県立高校将来構想答申中間案の概要

～高い「志」を育み、地域とともに次代を拓く高校教育の創造へ～

第1章 高校教育を取り巻く現状と課題

1 本県高校教育改革の取組

- (1) これまでの構想における高校教育改革の取組の方向性
「県立高校将来構想（H13～H22）」及び「新県立高校将来構想（H23～H32）」における高校教育改革の方向性
- (2) 「新県立高校将来構想」期間中の主な動き
現構想の項立てに従って、これまでの主な動きについて①県立高校教育の在り方と②社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置に分けて記載
- ①県立高校教育の在り方
学力の向上、キャリア教育の充実、地域のニーズに応える高校づくりの推進、東日本大震災からの教育の復興に向けた取組等
- ②社会の変化に的確に対応した学科編成・学校配置
全日制課程の学科編成や学校配置、定時制課程・通信制課程の取組等

2 高校教育を取り巻く現状と課題

- (1) 社会経済環境の変化
社会経済環境の変化の状況とそれに伴う課題について記載
- ①東日本大震災からの復興、②人口減少社会の到来、
③家庭環境や地域社会の変化、④グローバル化の進展に伴う課題等
- (2) 県立高校の現状と課題
県立高校の現状とそれに伴う課題について記載
- ①生徒の多様化、②基礎学力や学習意欲の問題、③ICTの進展、
④不登校生徒や中途退学者への対応、
⑤「新学習指導要領」への対応に伴う課題等

第2章 新たな県立高校将来構想の策定について

1 策定の趣旨

- ・現行計画が、東日本大震災前に策定したものであること
- ・本県の教育行政の基本的な方向性を示す「第2期宮城県教育振興基本計画」の策定が前倒しされたこと
- ・全日制の1学年3学級以下の小規模校が17校（H29）を数え、生徒の教育環境の整備・充実について早期に検討を進める必要があること

計画期間を平成31年度から平成40年度までの10年間として策定

2 構想の基本的な考え方

- ・学ぶ意欲や確かな学力、豊かな人間性や社会性を持ち、国際社会の中で活躍できる人材の育成等に努める。
- ・生徒一人一人の「志」の実現に向けて充実した高校生活を送ることができるよう、様々な社会の変化に対応した高校づくりを目指す。
- ・中学校卒業生数が減少する見込みの中、県立高校に対する地域の期待や、本県の産業構造、全県的な学校・学科の配置バランス等を踏まえつつ、生徒の多様な進路希望等に対応できるよう、活力ある教育活動を展開するための学校配置等の在り方を検討する。

第3章 本県高校教育の目指す姿

生徒一人一人が、高い「志」を持ち、主体的・対話的で深い学びを通して、自ら未来を切り拓いていくたくましい力を身に付けることができる高校教育を実現する。

1 目指す人づくりの方向性

- 豊かな心、健やかな体と自ら考え行動する力を持ち、自己実現、社会貢献できる人づくり
- ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興と郷土の発展を支える人づくり
- 異文化を受容できる力を備えるとともに、グローバルな視点を持ち、多様な人々と協働して新たな価値を創造できる人づくり

2 目指す学校づくりの方向性

- 生徒一人一人を大切に育み、多様な個性や能力を最大限に伸ばす学校づくり
- 生徒一人一人の興味・関心や進路希望に応じるとともに、社会のニーズを踏まえた特色ある学校づくり
- 地域に根ざし、地域に貢献できる学校づくり

第4章 高校教育改革の取組

第3章の「本県高校教育の目指す姿」を受けて、今後10年間の高校教育改革の取組の方向性について「1 未来を担う高い志を持つ人づくり」と「2 未来を拓く魅力ある学校づくり」に分けて記載

1 未来を担う高い志を持つ人づくり

- (1) 教育内容の充実
志教育の一層の推進や生徒の学習意欲や基礎学力に関わる学びの実践の推進など教育内容の充実に関する項目について記載
- ①志教育の更なる推進、②基礎・基本の徹底と発展的な学習の推進、③「主体的・対話的で深い学び」の実現、
④課題解決能力の育成、⑤教科指導におけるICT活用の推進、⑥国際教育の推進、⑦防災教育・安全教育の推進、
⑧カリキュラム・マネジメントの推進、⑨部活動の質的充実
- (2) 教育環境の充実
教育相談体制の更なる充実や教員の計画的な採用の推進など教育環境の充実に関する項目について記載
- ①教育相談体制の更なる充実、②優れた教員の確保、③計画的な施設・設備の整備、④国・県などの制度活用

2 未来を拓く魅力ある学校づくり

- (1) 社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方
普通系学科や専門学科の在り方、また、地域の教育機関や企業等との連携など他機関との連携の推進
- (2) 学びの多様化への対応
定時制課程や通信制課程の在り方や新たなタイプの学校の設置などの学び直し等への対応、インクルーシブ教育システムの充実や通級による指導の充実などの特別な支援を必要とする生徒への対応
- (3) 少子化の中での高校の在り方
学校配置の考え方や地区別の高校配置の方向性、適正な学校規模

- (4) 魅力ある学校づくり
新しい学習形態の導入や特定の学科に関する学級規模や募集方法等の特例を設けることの検討、再編整備計画の策定

第5章 将来構想の推進

1 家庭・地域・学校の協働の必要性

- ・家庭・地域・学校が適切にその役割を分担して、相互の連携を図り、高校教育を展開していく。
- ・学校は、家庭・地域との協働の場づくりのため、地域への学校施設の開放や学習機会の提供などを積極的に行い、地域の拠点としての様々な活動に取り組んでいく。

2 将来構想の推進に向けた適正な進行管理

- ・国における高校教育改革の動向を注視して対応していくとともに、必要に応じて適切な見直しを行う。
- ・再編整備計画に基づき各取組を進めるとともに、適宜、進捗状況を把握、成果や有効性について確認し、適正な進行管理を行う。

（仮称）第３期県立高校将来構想答申中間案に関する
パブリックコメントについて

1 目 的

県立高等学校将来構想審議会（以下「審議会」という）が「（仮称）第３期県立高校将来構想」の答申をまとめるに当たり、当該答申中間案に対して広く県民等から意見を募集し、もって県民の参画による開かれた教育行政の推進に資することを目的とする。

2 意見募集について

（１）意見の募集期間

平成３０年６月１９日（火）から７月１８日（水）まで

（２）公表資料

- ①（仮称）第３期県立高校将来構想答申中間案 概要
- ②（仮称）第３期県立高校将来構想答申中間案 全文

（３）公表場所

教育庁教育企画室のホームページに掲載するとともに、県庁県政情報センター及び県各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台を除く）並びに教育企画室に備え置き供覧する。

（４）周知方法

教育企画室のホームページや県広報媒体等への掲載のほか、関係機関を通じた周知依頼や記者発表等により周知広報を行う。

（５）意見の提出方法

①意見の提出方法

郵便，ファクシミリ，電子メール

②意見提出者に明記を求める事項

氏名又は団体の名称及び代表者名，住所，男女別，年齢，職業

（６）その他

本パブリックコメント手続きの実施に関し必要な事項は、宮城県が定める「県民の意見提出手続きに関する要綱」の例により取り扱うものとする。

（仮称）第３期県立高校将来構想答申中間案に関する
地区別意見聴取会について

1 目 的

「（仮称）第３期県立高校将来構想」の策定に当たり、各地域における学校関係者、教育に関係する団体、企業等から意見を聞き、当該構想策定の参考とするため、「（仮称）第３期県立高校将来構想答申中間案に関する地区別意見聴取会」（以下「意見聴取会」という。）を開催する。

2 開催期日及び開催場所

以下のとおり県内７地区において開催する。

開催期日		地区	会場
6月23日(土)	10:00 ～正午	南部	宮城県大河原合同庁舎 大会議室
	14:00 ～16:00	中部	宮城県行政庁舎 第二入札室
6月30日(土)	13:00 ～15:00	気仙沼・本吉	宮城県気仙沼合同庁舎 大会議室
7月7日(土)	10:00 ～正午	大崎	宮城県大崎合同庁舎 大会議室
	14:00 ～16:00	栗原	宮城県栗原合同庁舎 第一会議室
7月8日(日)	10:00 ～正午	石巻	宮城県石巻合同庁舎 大会議室
	14:00 ～16:00	登米	宮城県登米合同庁舎 大会議室

3 出席者

- (1) 意見発表者（学校関係者、家庭（保護者）、地域・NPO団体及び企業の代表者等から各地区５人程度を選定）
- (2) 教育次長、教育企画室長、義務教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長、施設整備課長、開催地区の教育事務所長
- (3) 県立高等学校将来構想審議会委員 ※オブザーバー
※傍聴者については先着順で、あらかじめ会場の規模に応じて定めた定員まで受け付ける。

4 開催内容等

- (1) 意見聴取会は会議形式とし公開で行う。
- (2) 事務局から（仮称）第３期県立高校将来構想答申中間案等について説明後、意見発表者から１人１５分程度で、当該中間案等に対する意見等を発表する。
- (3) 意見発表後、意見交換を行う。